

令和2年度第7回

南国市農業委員会議事録

令和2年10月8日（木）

令和2年度第7回農業委員会議事録

日 時 令和2年10月8日（木） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 南国市役所 上下水道局 2階 会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（3）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（4）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（5）使用貸借の合意解約通知の件

（6）非農地証明願いの件

（7）農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願いの件

出席者（農業委員 14名）

会長 武市 憲雄

第二副会長 中村 和雅

2番 池 正人

3番 田岡 崇

4番 山本 桂

6番 北村 一弘

7番 面井 一成

11番 末政 隆一

13番 濱田 好典

15番 濱田 章孝

16番 垣内 育男

17番 松岡 清

18番 森尾 晴代

19番 植野 永子

欠席者（農業委員 5名）

第一副会長 高芝 澄生

5番 今井 まち

10番 武市 忠雄

12番 平田 修三

14番 鈴木 郁馬

出席者（農地利用最適化推進委員 5名）

1番 西本 良平

3番 門田 俊一

4番 笥 和幸

6番 門田 理博

7番 利岡 邦彦

欠席者（農地利用最適化推進委員 12名）

2番 岩原 英幸

5番 金田 善充

8番 西岡 祐三

9番 山本 修平

10番 北原 章吾

11番 山北 泰司

12番 杉本 和繁

13番 武内 俊暁

14番 浜田 勉

15番 岡田 廣志

16番 橋詰 昌明

17番 井上 丈夫

※下線の委員は、新型コロナウイルス感染防止対策のため非招集。

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 藤田 佳子

主 査 五十嵐 裕一

議事録署名委員

2番 池 正人

11番 末政 隆一

会長	それではただいまから第7回定例総会をはじめます。本日の欠席届が出ております。農業委員は高芝副会長、5番の今井委員、10番の武市委員、12番の平田委員、14番の鈴木委員から出ております。本日の議事録署名人は2番の池委員、11番の末政委員、よろしくお願いします。つぎに今月の現地確認ですが、10月22日、木曜日13時に事務局集合でお願いします。6番の北村委員、7番の西井委員お願いします。推進委員は10番の北原委員に連絡済みとなっております。本日の議案ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件となっております。それでは議案にうつります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和2年10月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数12件、申請受理面積、田7,787.54㎡、畑2,640㎡、計10,427.54㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号30号です。譲受人は63歳。申請地は比江、田、1,045㎡。売買による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。譲受人は現在も借りて水稻を作っており、取得後も同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。30号については以上です。 受付番号31号です。譲受人は66歳。申請地は十市の畑、285㎡。売買による所有権移転で、申請地は自作地の隣で、現在譲受人がハウスを建て耕作しているため取得するものです。譲受人の経営農地は、条件不利地の土地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は48年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は同様にハウスでシシトウを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。31号については以上です。 受付番号32号。譲受人は71歳。申請地は植野の田、2筆で計1,622㎡。売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており農作業歴は8年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後も同様に野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。32号については以上です。

受付番号33号。譲受人は56歳。申請地は篠原の田、2筆で計1,086.93㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地については香南市にあり、譲受人は5,707㎡のすべてを先月農地法第3条許可により取得しています。香南市農業委員会にこの農地の耕作状況を確認すると、許可の時点では、一部放棄地になっていたところもあったようですが、現在は開墾が行われ全て管理地の状態になっているとの回答がありました。香南市の農地について、今後譲受人はイモ類の作付けを行う計画です。譲受人はトラクターなどの機械は所有していないため、譲渡人から借りて、譲渡人にも手伝ってもらいながら申請地を耕作するとのことです。農作業歴は20年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地では水稻が作られており、取得後も同様に水稻を作ることになるので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。33号については以上です。

次に受付番号34号と35号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は58歳。申請地は西山の田畑、34号は4筆で計531㎡、35号は6.61㎡。売買による所有権移転で、申請地は自宅の前で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどの機械は保有していないため作業委託をしています。農作業歴は35年で、農作業には本人と父母、兄、妹、二人の子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は畑として利用されており、取得後も同様に野菜を作ることになるので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。34号と35号については以上です。

受付番号36号。譲受人は60歳。申請地は小籠の田、2筆で計1,605㎡。売買による所有権移転です。今回の申請の経過について説明します。申請地のある北小籠地区では現在ほ場整備事業が計画されていますが、申請地は以前から耕作が放棄された土地で、また、所有者が死亡し、相続人がいない状態になっていました。そのため、事業実施に当たっては新たな所有者を決定する必要があったため、北小籠圃場整備委員会より裁判所へ相続財産管理人選任の申し立てを行いました。その後、管理人が選任されましたが、圃場整備委員会では農地を取得できないため、同委員会の役員である譲受人が申請地を取得することになりました。以上が、申請に至るまでの経過になります。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人の農作業歴は40年で、農作業には本人と妻と二人の子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、周辺の農地に影響を与えることのないよう申請地の整備を行い、農業環境の改善を図っていくということです。36号については以上です。

	受付番号 37 号。譲受人は 76 歳。申請地は下末松の田、796 m²。売買による所有権移転で、自宅の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターを保有しており農作業歴は 60 年です。農作業には本人と夫が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は野菜を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。37 号については以上です。 受付番号 38 号。譲受人は 85 歳。申請地は稲生の田、596 m²。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地については、山林化した土地を除きすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており農作業歴は 30 年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地では水稻が作られており、取得後も同様に水稻を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。38 号については以上です。 受付番号 39 号。譲受人は 71 歳。申請地は国分の田、578 m²。売買による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており農作業歴は 45 年です。農作業には本人と妻と子と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地では水稻が作られおり、取得後も同様に水稻を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。39 号については以上です。 次に受付番号 40 号と 41 号については、譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は 35 歳。申請地は岡豊町滝本の畑で、40 号は 1,126 m²、41 号は 1,150 m²。贈与による所有権移転で、40 号は祖母と父からの贈与で、41 号は父から贈与をうけるということです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターを保有しており、農作業歴は 10 年です。農作業には本人従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと 5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。申請地には花木が植えられており、取得後も同様に花木を栽培するということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上 30 号から 41 号まで、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がありました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。
	(質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいでしょ

	うか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年10月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数3件。申請受理面積、田 19,857.77 m²、畑 0、計 19,857.77 m²。事務局説明をお願いいたします。その前に、受付番号23号と24号は田岡委員が代理申請をしていますので、議事参与の制限により退室をお願いします。 (3番 田岡委員 退室)
会長	事務局をお願いします。
五十嵐主査	議案第2号を説明します。お手元には別紙位置図と当日配布資料をご準備ください。それでは議案書は5ページ、受付番号23号、別紙位置図は1ページです。申請地は南国市明見の田、27筆、計 12,918 m²。賃借権を設定し、太陽光発電施設への転用です。本件は、昨年6月総会で審議したのち、県に意見書を進達していましたが、その後計画変更による申請地の一部修正が発生したため、再申請となりました。申請地は電停ながさきから300m および 500m 以内にある第3種農地と第2種農地に区分されるため立地基準を満たします。つぎに利用計画は、当日配布資料1ページです。敷地は、盛り土せず現況高で整地し、図の通り配置します。当日配布資料の2ページ概要写真で説明します。開発区域は黄色です。敷地内には多数農道水路が存在するため用途廃止、払い下げ予定です。ただし、図中黒色点線で示す箇所の農道水路は現存のまま残し、敷地を4ブロックに区画します。区画外周にはフェンスを設置し、進入口は青丸の箇所に、また、区画間を結ぶケーブルは白線部分を通しますが、ご覧の通り一部農道水路を跨ぐ形になるため、占用許可を取得し、上空にケーブルを設置します。つぎに排水計画ですが、雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は、それぞれの区画から中央の既存水路に放流します。イメージとしては開発区域全体が調整池になるイメージで、周囲境界部分には高さ約 30 cm の畦畔を設け、周辺農地への流出を防ぐ計画です。つづいて周辺農地への影響について、写真の赤で示す農地の隣地同意を得ていませんので、3ページの被害防除計画が提出されています。現地確認委員から被害防除計画の内容は妥当のむね意見をいただいております。なお、敷地内の雑草管理は設置業者が適宜行うとのことです。最後に他法令については、上述のとおり農道水路の払い下げ、ケーブル設置に係る占用許可、排水同意はいずれも協議中であり、承認され次第、土地開発適正化条例の届出を提出する流れとなります。本件は以上です。 つづいて受付番号24号、別紙は2ページです。申請地は南国市立田の田、6筆、計

	6,665 m²。賃借権を設定して太陽光発電施設への転用です。申請地は、土佐くろしお鉄道立田駅から 500m以内にある農地で、第 2 種農地に区分され立地基準を満たします。利用計画は当日配布資料 4 ページです。敷地は盛り土せず現況高での整地のみで、配置は図の通りです。進入口は北東角から 1 か所です。また、外周の敷地境界にはフェンスを設置します。つぎに排水計画について、当日配布資料 5 ページです。雨水は原則自然浸透させますが、オーバーフロー分は矢印の方向に流れ、最終的には南側の農業用排水路に放流します。この排水計画は現在都市整備課と協議中と確認しています。このため排水同意は提出されていません。つぎに周辺農地への影響について、当日資料 6 ページです。緑色は同意のある農地、赤色は現状が非農地となり、現地確認で同意対象外と確認した農地です。その他周辺農地に対しては当日資料 7 ページの被害防除計画が提出されており、現地確認委員から被害防除計画の内容は妥当のむね意見をいただいております。そして山田堰井筋土地改良区からの転用が差し支えない旨の意見書も提出されています。なお、敷地内の雑草管理は賃借人が適宜行うとのことです。他法令については、上述のとおり排水計画の協議中です。排水同意が下り次第に土地開発適正化条例の届出を提出する流れとなります。本件は以上です。
会長	はい。この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) (3 番 田岡委員 入室)
会長 五十嵐主査	それでは、事務局残りの説明をお願いします。 受付番号 2 5 号、別紙位置図 5 ページです。申請地は南国市岡豊町中島の田、274.77 m²。位置図中の斜線部分で、隣接する黒塗りの宅地部分とを一体利用し、自己用住宅への転用です。借人は妻、子の 3 人で借家に居住していますが、手狭となり建築するもので、家族間の相互扶助が行える妻の実家隣接地を選定しています。申請地の農地区分は、いずれの要件にも該当しないその他の農地で、第 2 種農地に区分され立地基準を満たします。利用計画は 6 ページのとおりです。敷地全体は約 40cm の盛り土をし、表層はコンクリートおよび砕石敷きにします。進入は西側市道から 1 か所、配置は図の通りです。排水について、汚水は合併浄化槽を経由し、市道側溝に排水、雨水は集水桝で集め、進入路中央にある既設の水路に流したのち、市道内の既存暗渠をとおり側溝に排水する計画です。これについては、新設排水管設置の占用許可と排水計画に対する同意を市から得ております。周辺農地への影響については、隣接農地は貸人所有地のみ、その他周辺に悪影響なしと現

	地確認で判断しています。他法令については開発許可申請中、見込みを確認しています。本件は以上です。
会長	はい。この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和2年10月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いします。受付番号133号と134号について、議事参与の制限により退室をお願いします。 (13番 濱田委員 退室)
藤田次長	議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。13ページの133号と134号をまとめて説明します。借人は60歳。申請地はいずれも岡豊町中島の田で、133号が4筆で計3,141㎡、134号が6筆で計4,510㎡。5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	はい。事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (13番 濱田委員 入室)
会長	事務局お願いします。
藤田次長	議案書9ページの122号です。ここからは農地中間管理事業になりますので、当日配付資料も併せてご覧ください。資料は8ページです。申請地は三島の田で、15年の使用貸借権を設定するものです。 123号です。申請地は三島の田で、15年の使用貸借権を設定するものです。 124号です。申請地は三島の田で、15年の使用貸借権を設定するものです。 125号です。申請地は三島の田で、15年の使用貸借権を設定するものです。

	126号です。資料は9ページです。申請地は田村の田で、5年の使用貸借権を設定するものです。以上が農地中間管理事業になります。 次に11ページの127号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は田村の田で、5年の賃借権を設定してショウガを作るというものです。賃料は2筆で103,800円を口座振込するというものです。 128号です。借人は35歳。申請地は田村の田で、10年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。 129号です。借人は68歳。 申請地は、前浜の田で、10年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kg相当の金額を口座振込するものです。 130号です。借人は40歳。申請地は田村、前浜、片山の田で、10年1か月の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米120kgを物納するというものです。 131号です。借人は67歳。申請地は小籠の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は4筆で14,000円を現金で支払うというものです。 132号です。借人は20歳。申請地は西山の田で、3年の賃借権を設定して大根とじゃがいもを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。 次に13ページの135号です。借人は35歳。申請地は十市の畑で、10年の使用貸借権を設定してショウガとシントウを作るというものです。 136号です。借人は40歳。申請地は大埞の田で、5年の使用貸借権を更新して水稻と野菜を作るというものです。以上、122号から136号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	はい。事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案審議は終了します。議案外報告についてもお目通しを願いたいと思います。ひきつづきまして協議事項にうつります。
	協議事項 (1) 非農地証明事務取扱要領の改正に係る協議

	その他事項 (1) 空き家に付属した農地の別段面積取扱基準について (午後3時00分閉会)
--	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

R3 年 2 月 8 日

会 長

武市 素雄

議事録署名委員

末政 隆一

議事録署名委員

池 正人